

平成25年(ワ)第1356号、平成26年(ワ)第145号

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件

原告 甲ほか67名

被告 国

準備書面 (15)

2016年9月27日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李		博	盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	江	上	裕	之
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	貴
同 弁護士	尾	崎	英	司
同 弁護士	朴		憲	浩

他49名

第1 はじめに

本書面は、被告第6準備書面の主張に対して、原告の反論を試みるものである。

第2 被告第6準備書面第1の1(4)の主張について

1 被告の主張

被告は、原告準備書面(12)第2の1(3)イの主張に対して、無償化法制定に向けた国会審議では、朝鮮高校を指定することを前提にした答弁はなされていない、ハ号は制度的・客観的に担保されているイ及びロには該当しない外国人学校であっても、例外的に文部科学大臣が高等学校の課程に類する課程を置いていると判断した場合には就学支援金の支給対象校として指定できることとしたものであり、その指定基準は本件規程に定められているので、本件規程の13条の適合性判断において、教育基本法16条1項を読み込むことは、支給法制定の国会審議に照らしても何ら不合理ではない、と再反論する(被告第6準備書面第1の1(4))。

2 被告の主張は再反論となっていないこと

しかし、原告準備書面(12)第2の1(3)イにおける原告らの反論の対象は、「支給法の制定に係る国会審議等においても、本件規程13条の適合性判断について、教育基本法16条1項の『不当な支配』の有無が問題とされていた」として被告第1準備書面第3の1及び2を参照し、「『不当な支配』を読み込むことは当初から予定されていた」とする被告の主張(被告第4準備書面第2の1(2))である。

被告が参照する被告第1準備書面第3の1及び2に適示されている答弁を含む無償化法制定に向けた国会審議では、朝鮮高校への「不当な支配」の有無など問題にされたことはない。繰り返しとなるが、上記のような被告の主張は、国会での審議状況をねじ曲げ、その評価を

誤らせるものであり、著しく不当であると原告らは主張しているのである。

被告は、原告らの反論の趣旨を曲解あるいは無視し、従前の主張を繰り返すのみであり、再反論となっていない。

やはり規程13条に教育基本法16条を読み込むことは、無償化法の趣旨に反するものである。

なお、朝鮮高校への無償化法の適用が前提とされていたことについては、原告準備書面(3)等にて主張したとおりである。

第3 被告第6準備書面第1の2(4)の主張について

1 被告の主張

被告は、①法令に基づく適正な学校運営がされていない「おそれ」や「懸念」がないことについて、原告らが主張立証責任を負うことは当然である、②主張立証責任が原告にあるとしても、被告が挙げる事実を否定する主張立証をしたり、その他の点について適正な学校運営が行われていることを基礎づける事実を主張立証すれば良いだけなので、無理を要求しているものではない、等と主張する。

2 被告の主張を前提としても、審査過程において、朝鮮高校側は主張立証の機会を被告から打ち切られていたこと

原告準備書面(3)にて適示、主張したとおり、第4回審査会から第7回審査会まで、朝鮮高校側は審査会側から様々な照会を受け、それらに対して、その都度もれなく回答してきた(甲20の4ないし7)。

そして、仮に審査会の議論が朝鮮高校を指定する方向ではなかったとしても、第7回審査会では、「今回の議論を踏まえながら今後も審査作業を進めていく。」、「次回の審査会については、決まり次第、連絡する。」とされていたのである。

にもかかわらず、被告は自民党への政権交代があるなり、即座にハ

号削除と本件不指定処分に向けた手続を開始した。その後審査会は一度も開かれず、朝鮮高校側の主張立証の機会もないまま、ハ号削除および本件不指定処分が行われた。

「おそれ」や「懸念」が無いことについて、原告が主張立証責任を負うという被告の主張を前提としても、朝鮮高校側は、審査過程においてそれを主張立証する機会を、被告側から打ち切られている。上記被告の主張は、朝鮮高校側が主張立証する機会があるという前提を欠き、理由がない。

3 朝鮮高校側は「悪魔の証明」を求められていたこと

上記のように審査会が何度も開かれ、朝鮮高校側が長期間にわたり照会を受けたにも関わらず、審査会が意見を出せず、あげく朝鮮高校側が被告の求める主張立証の機会をも打ち切られたのは、規程13条に「おそれ」、「懸念」といった本来審査すべきでない事項を読み込んで審査しようとしたからである。

朝鮮高校側は審査会側からの照会に漏らさず回答してきていたが、朝鮮高校側が何度も照会に答えようと、「いくら確認しても、すっきり指定することができるようにはならない。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか」との意見が出され、審査会としての結論がだせないのであれば、それこそが朝鮮高校に「悪魔の証明」を求めていたことの証左である。

本件不指定処分は、そのような不可能な主張立証を求めることとなる規程13条の解釈にもとづくものであり、不合理であることは明らかである。

第4 被告第6準備書面第1の3の主張について

1 被告の主張

被告は、①第6回審査会の「いくら確認しても、すっきり指定する

ことができるようにはならない。留意事項の内容について検討すること自体は良いが、学校運営などの面で適正かどうか判断しがたいと思われる。」「そもそも、この審査会において、指定の可否を議論し、結論を出すのは限界があるのではないか」といった審査委員の意見や、「今後の朝鮮高級学校への確認事項」が示されていたことから、就学支援金を支給する方向で議論を進めていたとは言えない、②文部科学大臣は、4回の審査会における意見を聴いた上で、朝鮮高級学校の本件規程13条適合性について明確な結論を出すことは困難である旨の意見が出されていたこと、審査会の審査では、朝鮮高級学校について本件規程13条に適合するとの積極的な意見は出されなかったことから、これらの意見も考慮して、本件不指定処分をしたので、審査会の意見を無視したとは言えない、などと主張する。

2 被告の引用する審査委員の意見は、朝鮮高校の指定に際して考慮すべきものではないこと

そもそも、審査会は無償化法施行規則1条1項2号ハの「文部科学大臣が定めるところ」である本件規程15条を根拠として設置されており、文部科学大臣が意見を聴取することとされている機関である。したがって審査会は、指定の可否について委員会として結論を出すことを使命とする機関である。このことは朝鮮高校に対する最後の審査会である第7回審査会で、「最終的にどちらかの方向性は示していただくことになる」として、確認されている（甲20の7の7）。

審査会は、文部科学大臣自らがそのような位置づけを与えたものであり、「判断しがたい」とか「結論を出すのは限界があるのではないか」とかいう意見は、審査会に想定されている役割を誤認あるいは放棄するものであるから、指定の判断に際して考慮すべきものではない。

原告準備書面(3)第2の4(2)、原告準備書面(5)第2の4等において審

査の詳細な経過とともに主張したとおり、朝鮮高校の指定に関する審査は、第5回審査会の時点で終えている。

その後の「審査」や「確認事項」は、審査基準に含まれない事項を調査しようとしたため、長時間を要しているに過ぎない。審査委員の上記のような意見も、本来無償化法が審査の対象としていない事項を審査しようとするからこそ生じるものであり、法の趣旨に反しているし、その内容自体が不合理である。

付言するが、被告が審査会の審査には限界があったとして引用する（被告第2準備書面第7の1(4)、(5)等）第7回審査会の「こちらにも捜査権があるわけではないので、真偽の確証を得ることについては限界がある側面もある」との審査委員の意見（甲20の7の7）も、審査対象でない事項を審査しようとしたために、無償化法が予定していない捜査権限を必要としてしまうという不合理な意見の例である（原告準備書面(5)第2の3(1)エの(イ)）。

以上のように、被告が引用する審査委員の意見は、朝鮮高校の指定に際して考慮すべきものではないし、それを援用する被告の本件不指定処分は不合理であり、裁量を逸脱した違法なものである。

3 被告は、審査会としての「意見」を聴取していないこと（原告準備書面(5)第2の4(3)(4)等も参照）

本件規程15条は、文部科学大臣が審査会の意見（これは審査会の議論のなかで審査委員が出す意見ではない）を聴取することを求めている。

第7回審査においても、次回以降の審査会の開催が予定されていた（甲20の7の7）。にもかかわらず被告は今後の審査会開催、審査会としての意見の集約も待たず、本件不指定処分やハ号削除を行った。

被告は審査会の「意見」を聴取しておらず、審査会の意見を無視し

たとは言えないとの被告の主張は、失当である。

第5 被告第6準備書面第2の3の主張について

1 被告の主張

被告は、原告が「あたかも本件規程13条の要件を満たすかどうかに関わらず、法令違反があった場合には事後的な対応で足りるかのような主張をしていた。」として、法令に基づく適正な学校運営がなされていない学校において、就学支援金が支給されたにも関わらずこれが授業料債権に充当されない場合の「想定し得る具体例」を述べ、「就学支援金を授業料以外の目的に流用することは制度上およそ想定しがたい。」とする原告の主張に反論したのであり、誹謗中傷ではないと主張する。

2 被告の主張は、無償化法の不合理な解釈であること

しかし、被告の主張は結局、「不当な支配」等法令に基づく適正な学校運営がされない「おそれ」や「懸念」がある学校については、「虚偽の報告」だの「不当な働きかけ」だの事後的な対応では足りない事例が想定されることから、とりあえず指定しておくという事はできないという無償化法の解釈及び、それに基づく本件不指定処分の正当化を図るものである。

上記「おそれ」や「懸念」があるとして不指定となったのは、九州朝鮮学校含む全国の朝鮮高校しかない。通常の見方をすれば、被告第5準備書面第3の2(3)の主張は、朝鮮高校についてのものと受け取られるうえ、そのような事例の想定には根拠が無い以上、偏見に基づく誹謗中傷と評価されても仕方がないものである。

また、誹謗中傷に当たるかは措くとしても、被告が挙げる事後的な対応では足りない事例が生じるか否かと、文部科学大臣による指定の判断時に、指定申請をした学校に上記「おそれ」や「懸念」があるか

否かとは、合理的な関連性が無い。法令に基づく適正な学校運営がされない「おそれ」や「懸念」がある学校を指定することはできないという被告の無償化法の解釈は不合理である。

また、本件規程は、指定を申請した学校について、「高等学校の課程に類する課程」であることを「制度的、客観的に把握」するために定められた（甲 1 1）。「虚偽の報告」だの「不当な働きかけ」だのといった事案が起こりうるとしても、それはもはや個別具体的な事案の中で生じる問題であり、そういう事案が発生しないことを制度的、客観的に担保したり、審査したりできる性質の事項ではない。

全国の朝鮮高校については、制度として、就学支援金流用の「おそれ」、「懸念」があるとか、「虚偽の報告」や「不当な働きかけ」を行うかもしれない等と主張するのであれば、それこそが偏見であるし、無償化法上、被告が考慮できる事項ではない。

この点でも、被告の無償化法の解釈は不合理である。

3 本件不指定処分には、重大な事実誤認があること

百歩譲って、被告の主張する解釈が許されたとしても、無償化法の制定、実施は、国際人権 A 規約 1 3 条 2 項 (b) (c) の留保撤回のため、日本で後期中等教育を受ける外国人を含むすべてのものについて、無償教育を導入すべく行われた、初めての画期的な政策であった。

そのような制度に基づく就学支援金を全国の朝鮮高校が流用するかどうかは、未来的な、未知的な事項としか言いようがない。にもかかわらず、全国の朝鮮高校について就学支援金の流用の「おそれ」があるとして行われた不指定処分は、根拠のない偏見に基づくものであり、重大な事実誤認によるものである。

第 6 被告第 6 準備書面第 3 の 2 (2) の主張について

1 被告の主張

被告は、行手法43条は「命令等の制定の理由を示すことを求めている」わけではない、本件意見公募手続は、本件規程13条の適合性について行われたものでも、本件不指定処分について行われたものでもないとして、本件不指定処分は政治・外交的理由によって行われたものではないと主張する。

2 「文部科学省の考え方」は、ハ号削除の理由に他ならないこと

行手法43条1項4号の「提出意見を考慮した結果」とは、本件で言えばハ号削除行為に提出意見がどう考慮され、反映されたかである。そして、「その理由」とはハ号削除行為に提出意見が反映された、またはされなかった理由であり、それが甲19の「文部科学省の考え方」である。

すなわち、「文部科学省の考え方」は、提出意見について、それらを反映し、または反映させずにハ号削除という省令の制定を行った理由を示すのであり、結局それは、ハ号削除行為自体の理由を示すものに他ならない。

「文部科学省の考え方」では、ハ号削除（及び朝鮮高校の不指定）に賛成反対問わず全ての提出意見に対して、「朝鮮学校については、拉致問題の進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり教育内容、人事、財政にその影響が及んでいることを踏まえると、現時点での指定には国民の理解を得られない」との記述がある。また、より直接的に、上記のような観点から「今回の改正を行うものです。」との記述さえ存在する。

「文部科学省の考え方」はハ号削除行為の理由ではなく、個々の意見に対する見解を示したものであるとする被告の主張は詭弁であり、失当と言わざるを得ない。

第7 被告からの開示文書について

被告から、2016年5月31日付け被告第6準備書面とともに開示を受けた文書及び同年8月31日付け回答書とともに開示を受けた文書については、これらをまとめて踏まえた反論をする予定である。

以上